

## 会議録署名議員が会議録の内容確認を行うことについて

会議録署名議員(以降、「署名議員」という。)が製本された会議録に署名する際、事前に会議録の内容を確認する期間が不十分ではないかとのご意見があった。

については、今年度の会議録(令和7年招集会議)製本時より、署名前に内容を確認いただく期間を確保する運用を開始する。

### ●運用案

- ・ 会議録の校正が終了し、会議録の製本を行うまでの期間のうち、おおむね10日程度の期間を署名議員の会議録確認期間として確保する。
- ・ 署名議員は必要に応じて当該期間中に自身が署名する会議録・音声を確認し、補正が必要な場合は議会局へ申し出ていただく(補正なしの場合は報告不要)。

(参考)運用イメージ

|                |                               |    |
|----------------|-------------------------------|----|
| 7月             | 6月通常会議 終了                     |    |
| 8月             | 会議録校正 終了<br>HP 掲載             |    |
| 9月<br>～<br>10月 | 会議録内容確認期間(10日程度)<br>※必要に応じて補正 | 追加 |
| 11月            | 会議録の印刷<br>会議録への署名             |    |

### ●実際の手順

- ・ 会議録の校正終了後、議会局から全議員に対し、会議録格納のお知らせを配信  
※併せて各会議にて指名された署名議員のリストも配信
- ・ 各議員は、自身が署名議員として指名された日の会議録の内容を確認
- ・ 補正が必要な場合のみ、議会局へ申し出る

### ●運用開始時期

令和7年10月下旬 ※令和7年招集会議 会議録から